

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限 令和 7 年 1 月 31 日（金）

（目次）

I	償却資産（固定資産税）のあらまし	
1.	固定資産税の償却資産とは	2
2.	償却資産の範囲	2
3.	償却資産の種類	3
II	償却資産の申告について	
1.	申告時の注意点	4
III	課税標準の特例と非課税	
1.	課税標準の特例が適用される償却資産	5
2.	非課税となる償却資産	5
IV	償却資産申告書等の記入例	
1.	償却資産申告書	6
2.	種類別明細書	7
◇	eLTAX による電子申告	8

※申告していただく方は、令和 7 年 1 月 1 日現在、士別市内に事業用償却資産を所有する法人または個人の方です。

※申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※資産の増減がない場合、該当する資産がない場合、休業・廃業した場合、転出などにより資産が士別市内に所在しなくなった場合も、申告書を提出してください。

提出先 及び 問い合わせ先	●士別市役所 税務課資産税係 〒095-8686 士別市東 6 条 4 丁目 1 番地 電話 0165-26-7723（直通） ●朝日支所 地域生活課 ●上士別・多寄・温根別出張所
---------------------	--

士 別 市

I 償却資産（固定資産税）のあらまし

1. 固定資産税の償却資産とは

法人や個人で、工場や商店、飲食店、美容室、駐車場、賃貸アパート等を経営している方が、その事業の用に供する構築物・機械・器具・備品等の固定資産を償却資産といいます。

2. 償却資産の範囲

ア) 申告の対象となる資産

1月1日現在所有する次の事業用の有形減価償却資産で、土別市内に所在するものです。

- ①税務会計上、減価償却の対象となるべき資産
- ②取得価額が10万円以上かつ耐用年数が2年以上の資産で減価償却するもの
- ③取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満の資産であっても、個別に減価償却資産として計上するもの
- ④取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法の規定による中小企業者等の少額減価償却資産の特例を適用したもの
- ⑤償却済資産（税務会計上、減価償却を終えて備忘価額のみ帳簿上計上されている資産）
- ⑥簿外資産（寄贈によるものなど、帳簿上計上していない資産）
- ⑦遊休資産・未稼働資産（一時的に休止しているが、いつでも使用できる状態にある資産）
- ⑧建設仮勘定で経理している資産のうち、1月1日現在、事業の用に供している資産
- ⑨賃借人（テナント等）が取り付けした家屋の内部造作及び各種設備
- ⑩道路運送車両法の規定により大型特殊自動車とされるもの
- ⑪国税（所得税・法人税）上、「資本的支出・改良費」として資産計上したもの（改良を加えた資産本体とは別の、新たな資産の取得として申告）
- ⑫リース資産（資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供されているもの）
- ⑬割賦買入資産（割賦金が完済していない場合でも、既に事業の用に供されているもの）
- ⑭従業員の福利厚生のために供する資産
- ⑮清算中の法人が清算事務のために使用しているもの

※注 赤字のため減価償却していないものや、法人税等を課されない団体等が所有する資産も申告の対象となります

イ) 申告の対象とならない資産

- ①自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
- ②生物（ただし、観賞用等に使用する場合は申告の対象です。）
- ③無形減価償却資産（特許権、商標権、コンピューターソフトウェアなど）、電話加入権
- ④繰延資産（開業費等）
- ⑤美術品（ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものや取得価額が1点100万円未満のものは申告の対象です。）
- ⑥棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ⑦耐用年数が1年未満のもの
- ⑧取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満の資産で一時に損金又は必要経費に算入したもの

⑨取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの（ただし、租税特別措置法の規定により、中小企業者等の方が30万円未満の全額損金算入特例を適用したものについては、申告の対象です。）

⑩平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で、その所有者（貸主）が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

3. 償却資産の種類

固定資産税の課税客体となる償却資産の種類は、「1 構築物」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6 工具、器具及び備品」に分類されます。

税務会計上の減価償却資産の区分と比較すると、次表に示すとおり資産の取り扱いに相違点がありますので、償却資産の申告の際にはご注意ください。

おもな償却資産の種類と具体例（税務会計上の取扱との相違点）

資産の種類		主な償却資産の例	税務会計上の 減価償却資産 ○：減価償却可能 ×：減価償却不可	固定資産税上の 償却資産 ○：申告が必要 ×：申告が不要
1 構築物	建 物	賃貸用住宅、事務所、倉庫（土地に定着しているもの）など	○	×
		家屋の所有者以外の者が事業のために施工した造作など	○	○
	建物附属設備	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、受変電設備、自家発電設備、工場の動力配線など	○	△（注1）
	構 築 物	広告塔、門、塀、舗装、煙突、緑化施設、ビニールハウス、融雪槽、カーポートなど	○	○
2	機 械 及 び 装 置	各種加工・製造・工作機械、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの（パワーショベルなど）、クレーン、コンベヤーなど	○	○
3	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船 など	○	○
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など	○	○
5	車 両 及 び 運 搬 具	特殊自動車、自動車、軽自動車、動力運搬車、貨車など	○	△（注2）
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	測定工具、検査工具、草刈機、机、いす、パソコン、ルームエアコン、コピー機、金庫、冷蔵庫、陳列ケース、自動販売機、医療機器、娯楽機器、理容・美容器具など	○	○

（注1）・・・家屋からは独立した機械装置としての性格の強いもの（受変電設備、自家発電設備等）、家屋自体の効用を高めない特定の生産又は業務用設備（工場の動力配線等）、施工者と家屋所有者が同一でない内装や建物附属設備は償却資産の申告が必要です。

（注2）・・・自動車税、軽自動車税の課税客体であるもの及びこれらに属するカーステレオ、カーナビゲーション等は申告が不要です。それ以外のものは申告が必要です。

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 申告時の注意点

ア) 割賦販売で購入した資産は、原則としてその資産の総額（附帯費用を含む）を買主が申告してください。

イ) リース資産は、その資産の総額（附帯費用を含む）を次のとおり申告してください。

①リース期間終了後、借主の所有物となるものは、借主が申告する。

②リース期間終了後、貸主（リース会社等）に返還されるものは貸主が申告する。

ウ) 減価償却を終えても、その資産が事業の用に供することができる限りは償却資産の申告対象となります。なお、評価額の最低限度は、国税の場合は備忘価額（1円）ですが、固定資産税の場合は取得価額の5%です。

エ) 償却資産と家屋の区分について

●償却資産の申告対象となるもの

①外装・内装・造作等や建物附属設備等のうち、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために施工したもの

②構造的に簡単に取り外しのできるもの（例：ボルト等で簡易に取り付けた可動間仕切り）

③家屋から独立した機械、装置としての性格の強いもの（例：受変電設備、中央監視装置など）

④家屋自体の効用を高めるものではない、特定の生産業務の用に供されるもの（例：工場内の製造機械を動かすための動力配線設備、浴場業用の浴場ボイラー、クリーニング業における洗濯設備、ネットワークLAN配線設備など）

●償却資産の申告対象とならないもの

①家屋の所有者が施工した建物附属設備で、通常家屋と一体となって家屋の効用を高めるものの。

オ) 取得価額について

①消費税の取り扱い

償却資産の取得価額とは、『償却資産の取得時において通常支出すべき金額で、据付費等の附帯費を含めたもの』とされています。この時、消費税の取り扱いについては、税務会計上で税込経理方式を採用している場合は消費税を含む額を、税抜経理方式採用している場合は消費税を含まない額を取得価額としてください。

②圧縮記帳等の取り扱い

税務会計上で認められている圧縮記帳をしている資産や下取りを伴う買換資産については、本来の価額（国庫補助金等や下取り金額を差引する前の金額）で申告してください。

③事業用、非事業用のどちらにも使用している資産の取り扱い

事業用・非事業用（家庭用）のどちらにも使用している資産を所有している場合、その取得価額は税務会計上の減価償却の様に事業用・非事業用にあん分せず、全体の金額を申告してください。

④居抜きや無償で資産を取得した場合

店舗設備を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては見積価額等で申告してください。

Ⅲ 課税標準の特例と非課税

1. 課税標準の特例が適用される償却資産

特定の設備に対しては、地方税法上課税標準の特例の規定があり、税負担の軽減等が図られています。該当する資産を所有されている方は、種類別明細書にその名称等を記載するとともに、摘要欄に「特例資産」と記載し、該当資産の確認ができる書類等を添付してください。

主な特例該当資産は下記のとおりです。

資 産 名	適 用 条 項	概 要	添 付 書 類
認定先端設備等導入計画に基づき取得した資産	地方税法 附則第 15 条 第 45 項	令和5年4月1日から令和7年3月31日の期間に、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備並びに構築物で政令で定めるものについて、最初の3年度分、課税標準額を2分の1とする。 ただし、従業員への賃上げ方針の表明を記載した場合は次のとおりとする。 ①令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間に取得 → 最初の5年間 価格の3分の1 ②令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間に取得 → 最初の4年間 価格の3分の1	計画の申請書及び認定書の写し、工業会等による生産性向上要件証明書の写し、先端設備等に係る誓約書の写し ※リース会社の場合は併せて固定資産税軽減計画書及びリース契約書の写し) ※従業員への賃上げ方針を表明した場合は併せて賃上げ方針を表明したことを証する書面

※ここに記載されていない資産または特例の内容で不明なものについてはお問い合わせください。

2. 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条の規定に該当する償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産をお持ちの方は、土別市税条例第 63 条から第 66 条の 2 の規定により、「固定資産非課税適用申告書」及び該当資産の確認ができる書類等を提出してください。

なお、詳細については、税務課資産税係までお問い合わせください。

申告・納税には便利な eLTAX をご利用ください。

eLTAX は、自宅やオフィスから簡単に地方税の申告や納税を行うことができるシステムです。業務の効率化のため、利用する事業者は毎年増えています。

■どうすれば始められるの？

- ①eLTAX ホームページから利用届出
- ②対応ソフトウェア（PCdesk）を無料で取得 → 利用開始

■償却資産申告書の作成支援機能があります！

- ◇所有する資産を一覧で管理できる
- ◇申告時に必要な情報を抽出し複数の団体へ一括申告できる
- ◇増加・減少資産のみで申告可能

■オフィスや自宅でらくらく納税！共通納税システム

- ◇すべての市町村へ一括で納税可能
- ◇ダイレクト納付ができる
 - ※事前に登録した金融機関口座を指定し、直接納付する方法
- ◇手数料0円

償却資産の申告のほかにも、給与支払報告書の提出や電子決済などの便利な機能があります。

詳しい情報は、eLTAX ホームページをご覧ください。

→ <https://www.eltax.lta.go.jp>



〒095-8686

北海道士別市東6条4丁目1番地

士別市役所市民部

税務課資産税係 行
(償却資産申告書在中)



このラベルを切り取って、申告書送付の際、封筒に貼付し、ご利用ください。